

誓 約 書

一般社団法人大阪府ペストコントロール協会
会 長 殿

1. 協会員として、協会の名誉を傷つけたり、法人の目的に反する行為は絶対に致しません。
2. 暴力団等反社会勢力との取引を含む一切の関係遮断において、下記各条項を確認し誓約します。
 - ①当社は、現在及び入会后、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等
 - (5) その他前各号に準ずるもの
 - ②自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用い協会の信用を毀損又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 - ③その他大阪府暴力団排除条例に抵触する違反行為を行わないこと。
3. 当社は、協会からの斡旋等で委託された業務により入手した顧客の個人情報及び業務上知り得た秘密事項を他に漏らすことは一切いたしません。

また、これらの情報を法令及び協会の定める諸規則に従い適切に取り扱うことを誓約いたします。

なお、誓約にあたり、これらの情報に関し、法令及び協会の定める諸規則に従った適切な取扱いには、以下の事項が含まれることを理解し、確認しました。

 - (1) 顧客の個人情報は適法かつ適正な方法で入手し、本人が適切に関与し得るよう配慮すること。
 - (2) 顧客の個人情報の取り扱い及び利用は、協会が業務の斡旋にあたり提示した当該情報の利用目的の範囲内に限り、行うこと。
 - (3) 顧客の個人情報を業務上必要な範囲を超えて利用・使用しないこと。
 - (4) 顧客の個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。
4. 前1、2、3号のいずれかに違反し、またはこれらに基づく誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、除名・会員資格喪失、いかなる措置を受けても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切当社の責任とします。

以上誓約いたします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印